

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p style="padding-left: 40px;">岐阜県立羽島特別支援学校の児童生徒、教職員の給食供給業務委託</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p style="padding-left: 40px;">学校給食を安定的に確実に供給するべく令和4年4月1日付けで岐阜県教育委員会と羽島市教育委員会との間で「学校給食供給業務委託に関する覚書」（別紙参照）を締結し、羽島市と学校給食供給業務にかかる委託契約を結ぶこととしているため。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p style="padding-left: 40px;">上記覚書に基づく契約であり、羽島市北部学校給食センターは、本校をはじめ管内小中学校に給食を供給しており、十分な供給能力がある。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。